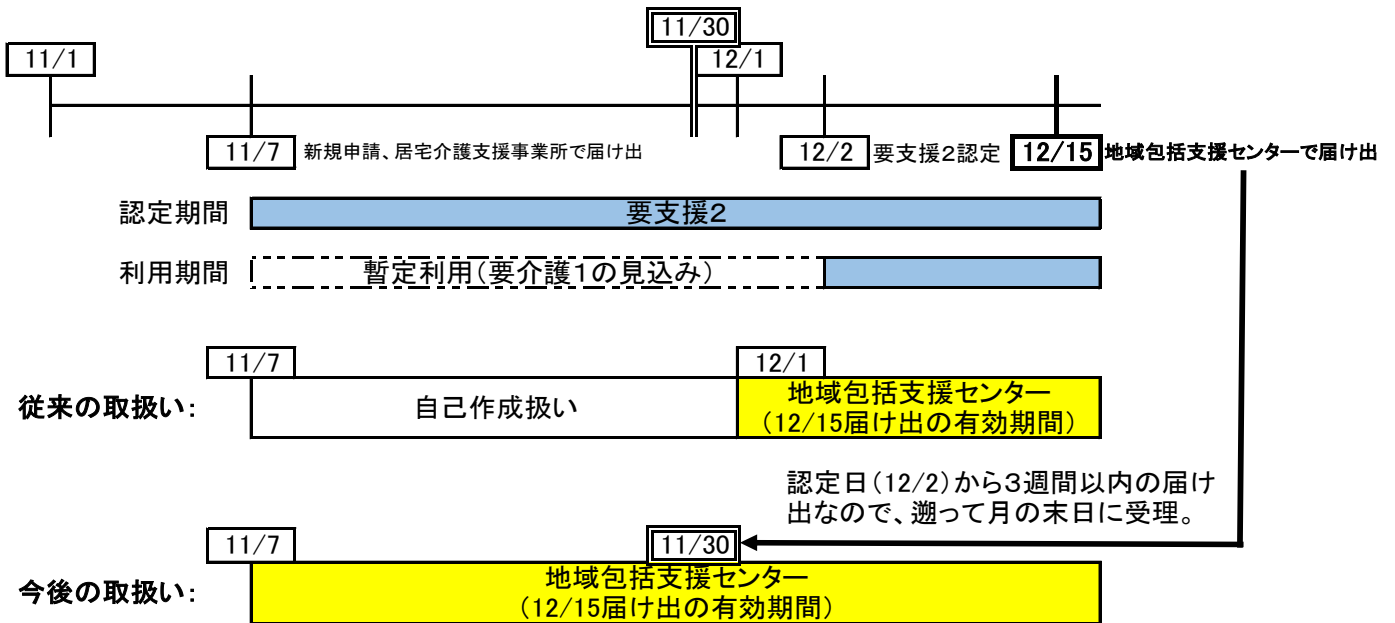


遡って届け出を行う場合について

認定申請中にサービス利用があり、既に届け出のある居宅介護支援事業所や地域包括支援センターから事業所を変更する必要がある場合は、認定日から3週間以内であれば月を遡って届け出を受理します。



ただし、

- ①利用開始時点で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの届け出があり、
- ②認定結果後の届け出の際に、遡りを伝えていただいたものが対象です。

①利用開始時点で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの届け出がある

サービスの利用にあたっては、「居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている」必要があります。しかし、月末までに届け出があれば、その月の月初から給付管理と請求を行うことが可能です。遅くとも、利用開始日の属する月内までに、まずは届け出をお願いいたします。

②認定結果後の届け出の際に、遡りを伝えていただいたもの

窓口は原則、市役所本庁 介護保険課になります。届出の際は遡りである旨を伝えてください。本庁に来庁されるのが困難な場合は、必ず事前に介護保険課へ連絡をした上で、支所窓口へ提出してください。

※上記の条件を満たしていない場合、遡りは認められません。

※届け出の遅れにより、償還払いになると、たとえ一時的であっても利用者には大きな負担と不信感を与えます。サービスの利用開始が決まりましたら、速やかに届け出をお願いいたします。